1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、I Cカードローン・I Cローンカード(従来のローンカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I Cカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「I Cチップ提供機能」といいます。)の利用を可能とするカードのことをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、愛銀カードローン・ローンカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては同規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは愛銀カードローン・ローンカード規定に従います。なお、I Cチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. I Cチップ提供機能の利用範囲

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末(以下、「ICカード対応ATM等」といいます。)を利用する場合に提供されます。なお、愛銀カードローン・ローンカード規定第1条に定める提携先、カード振込提携先のうち、一部の提携先、カード振込提携先において、提携先の都合によりICカードローン・ICローンカードの利用ができないATMまたはCDを設置している場合があります。この場合、当該ATMまたはCDでは愛銀カードローン・ローンカード規定第1条の定めにかかわらず、ICカードローン・ICローンカードの利用はできません。

3. 1日あたりの払戻限度額の適用区分

当行は、当行および出金提携先のATMまたはCDを利用した現金払戻しおよび振込において、当行の定めによりICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ1日あたりの払戻し限度額を適用するものとします。

4. I Cカード対応ATM等の故障時の取り扱い

ICカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

5. I Cチップ読取不能時の取り扱い等

- (1) I Cチップの故障時によって、I Cカード対応ATM等において I Cチップを読み取ることができなくなった場合には、I Cチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行に I Cカードローン・I Cローンカードの再発行を申し出てください。
- (2) I Cチップの故障等によって、I Cカード対応ATM等においてI Cチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. 特約の変更

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上